

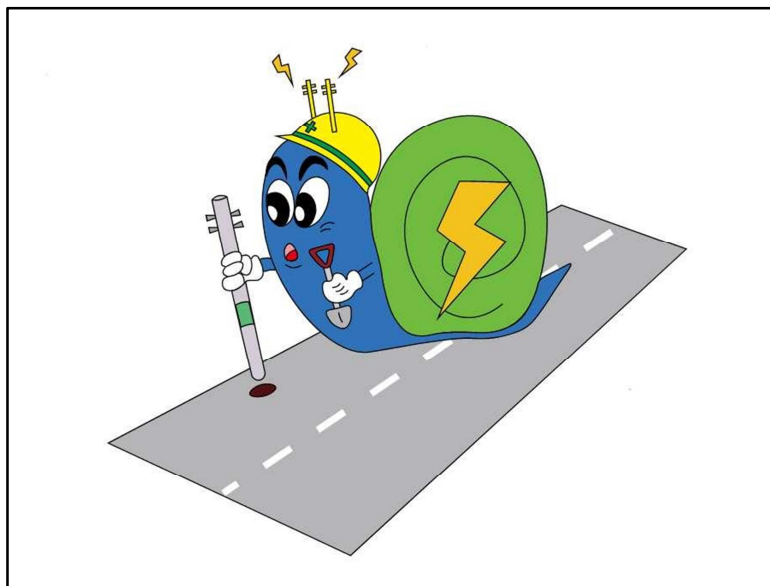
中野区無電柱化推進計画 (概要版)

令和元年 11 月 中野区

目 次

第1章	中野区無電柱化推進計画の背景と目的	
1	計画策定の背景	1
2	推進計画の位置づけと関連計画	1
3	推進計画の目的と意義	2
第2章	中野区の無電柱化の現状	
1	無電柱化の実績	3
第3章	無電柱化の手法	
1	無電柱化手法の選定	4
第4章	無電柱化推進計画	
1	推進計画の期間	6
2	無電柱化整備対象路線	6
3	無電柱化優先整備路線の指定	7
4	無電柱化優先整備路線の選定フローチャート	7
5	無電柱化優先整備路線の一覧	8
6	推進計画の目標	10
7	今後無電柱化整備すべき路線	10
8	無電柱化を推進するための施策	12
第5章	無電柱化推進のために必要な事項	
1	関係者間の連携強化	13
2	今後検討の必要な事項	14

中野区無電柱化事業イメージキャラクター「むでんでん虫」



第1章 中野区無電柱化推進計画の背景と目的

1 計画策定の背景

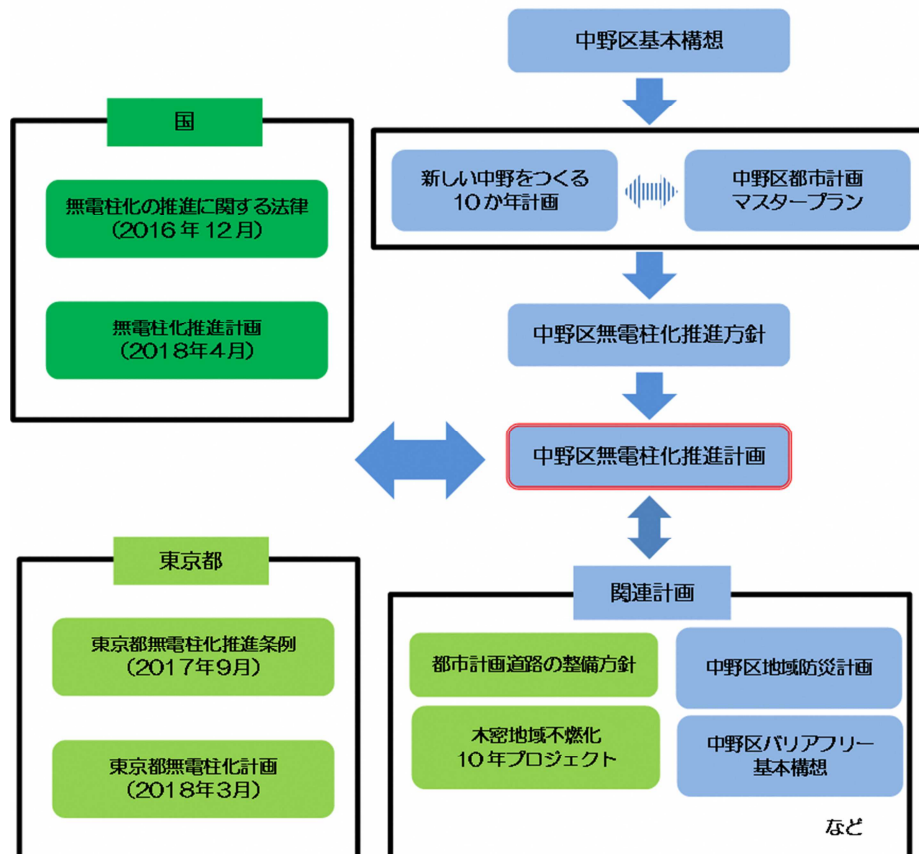
国は、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、平成28年12月に無電柱化の推進を目的として、「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化推進法」という。))を制定し、都道府県及び区市町村に対して、「無電柱化推進計画」の策定を努力義務としました。

中野区においては、平成29年12月に、「中野区無電柱化推進方針」を策定し、無電柱化に関する基本的な考え方を示すとともに、総合的・計画的な無電柱化を推進していくために、「中野区無電柱化推進計画」(以下、「推進計画」という。)を策定することとしており、こうした背景を踏まえて、推進計画を策定することに至りました。

2 推進計画の位置づけと関連計画

推進計画は、「無電柱化推進法 第8条第2項」に規定される「無電柱化推進計画」に相当するものであり、国の「無電柱化推進計画」及び都の「無電柱化計画」を基本として、区政運営の指針である「中野区基本構想」及び「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」を上位計画とするとともに、「中野区地域防災計画」、「中野区バリアフリー基本構想」等を関連計画として、下図のとおり位置づけます。

【中野区無電柱化推進計画の位置づけ】



3 推進計画の目的と意義

「中野区無電柱化推進方針」において、「まちの防災性の向上」、「安全な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」等を無電柱化の目的とすると規定しており、推進計画においても、区の魅力あふれる美しい街並みを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するために、これらの目的に基づき、総合的・計画的に無電柱化を推進していきます。

(1) まちの防災性の向上

無電柱化により、災害時の電柱倒壊のリスクを排除し、避難活動空間を確保するとともに、緊急車両等の通行や消防活動の支障とならないようにします。また、電線類の断線等の被災も軽減することができ、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。

(2) 安全な歩行空間の確保

通行の支障となる電柱を排除し、道路の有効幅員を確保することにより、ベビーカーや車椅子利用者等の移動の円滑化を図ります。

(3) 良好な都市景観の創出

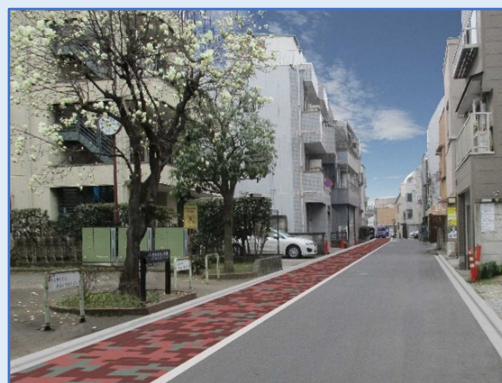
視線を遮る電柱や電線をなくし、青い空や美しい街並みなど都市景観の向上を図ることで、成熟したまちの魅力を発信します。

無電柱化整備のイメージ図

【整備前】



【整備後】



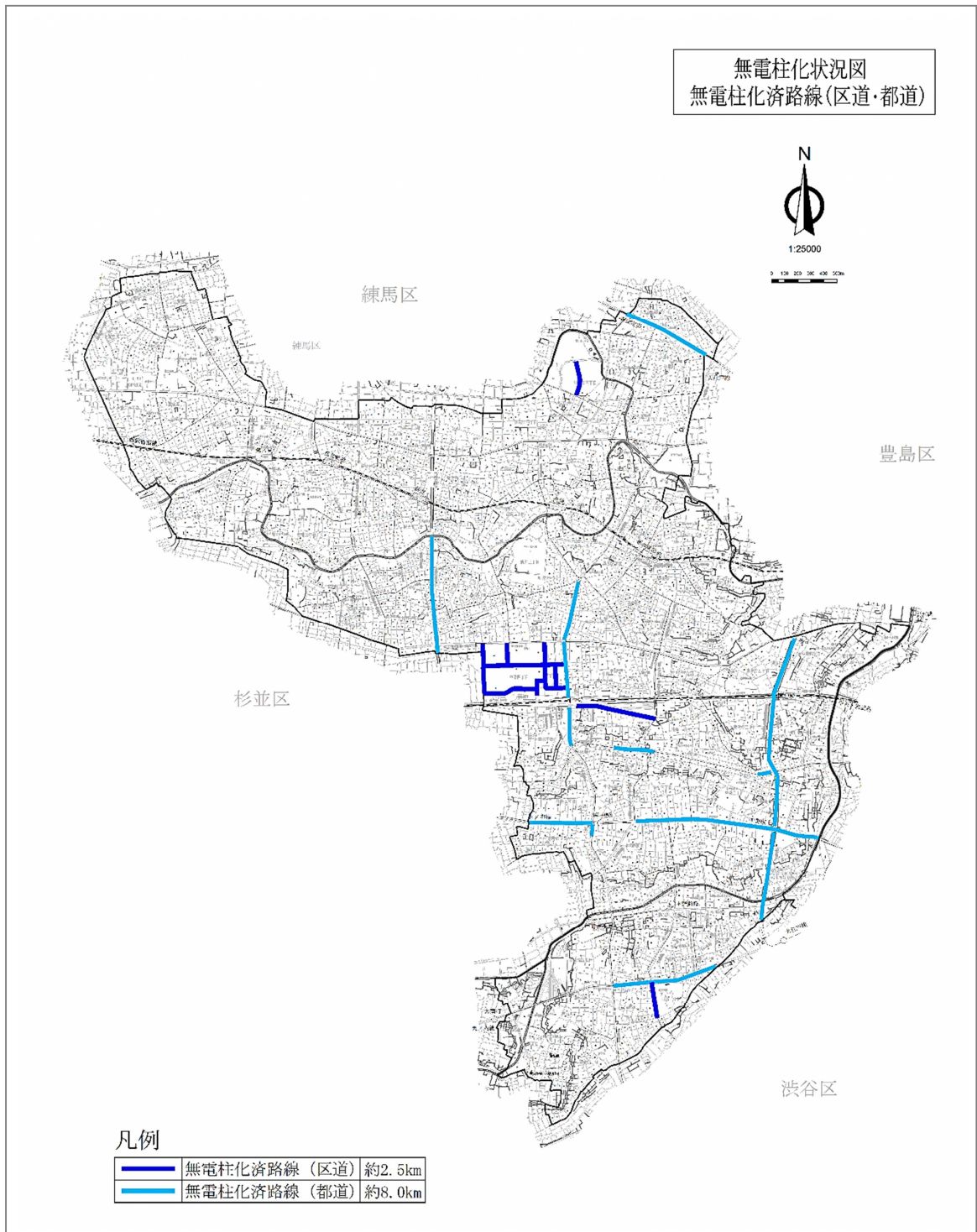
<区道 14-910>

第2章 中野区の無電柱化の現状

1 無電柱化の実績

区道の無電柱化は、区道総延長「約340 km」のうち、都市計画道路の整備やまちづくり事業と合わせて「約2.5 km」を実施しており、現在の無電柱化率は、約0.7%という状況になっています。

【中野区内の無電柱化状況図】

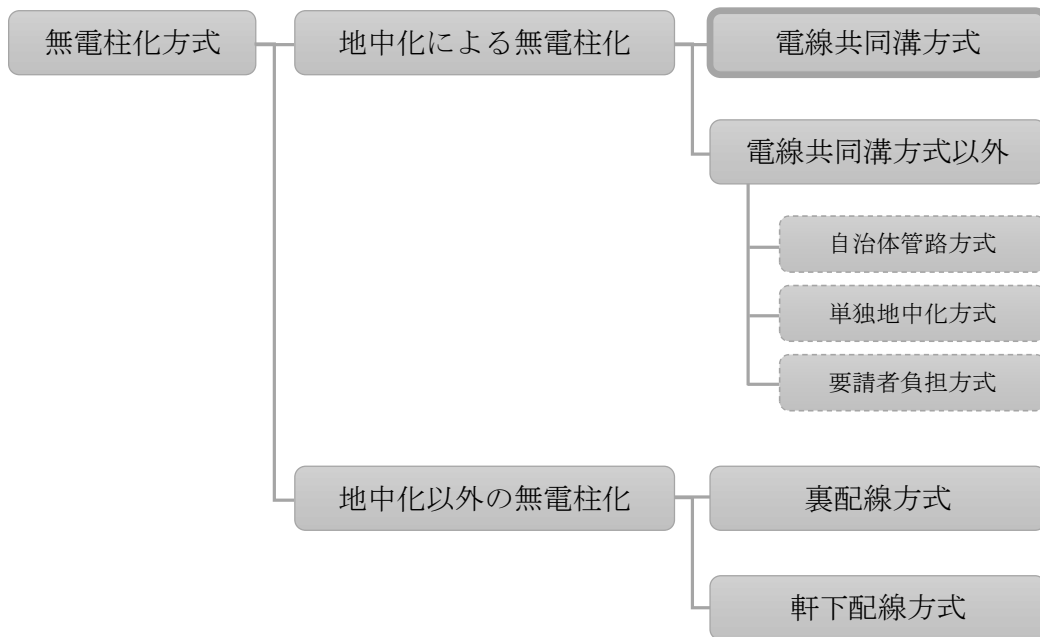


第3章 無電柱化の手法

1 無電柱化手法の選定

区では、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下、「電線共同溝法」という。）に基づいて整備手法が定められており、現時点で最も一般的な手法である電線共同溝方式を原則として、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等、地域の実情に応じて多様な手法を検討しながら無電柱化を推進していきます。

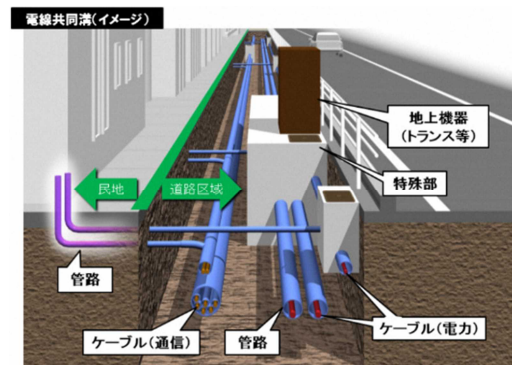
【無電柱化の手法】



(出典：国土交通省ホームページ)

(1) 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、電線共同溝法（平成7年3月施行）に基づいて、道路管理者が、2企業以上の電力線、通信線をまとめて収容する特殊部や管路等を、路線指定された電線共同溝整備道路の地下空間に敷設し、無電柱化する方式です。



(出典：国土交通省ホームページ)

(2) 自治体管路方式

自治体管路方式は、電線管理者等の同意を得ることが難しい路線においては、電線共同溝整備道路に路線指定できないため、特に無電柱化が必要な道路に対して、当該自治体が、電線管理者等の使用する管路設備を地下空間に敷設し、無電柱化する方式です。

(3) 単独地中化方式

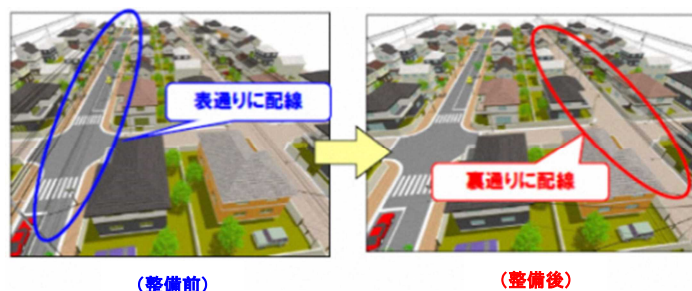
単独地中化方式は、国の無電柱化計画の初期の頃に、特に無電柱化を促進する必要性の高い都心部等において、各電線管理者が、自らの費用負担で地中化を行った無電柱化方式です。

(4) 要請者負担方式

要請者負担方式は、地方ブロック無電柱化協議会の整備路線に選定されない優先度の低い路線において、地元等からの要請により、無電柱化する方式で、費用は、原則、地元等の負担となります。

(5) 裏配線方式

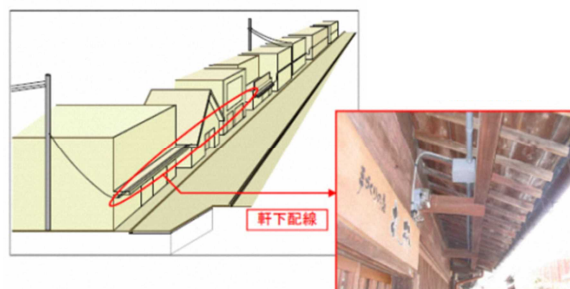
裏配線方式は、無電柱化したい主要な通りの裏通りに電柱・電線を設置し、主要な通りの沿道建物への引込みは、裏通りから行う地中化によらない無電柱化方式の一つです。



(出典：国土交通省ホームページ)

(6) 軒下配線方式

軒下配線方式は、無電柱化したい主要な通りの脇道に電柱を設置し、主要な通りの沿道建物への引込みは、軒下又は軒先に配置して無電柱化する方式で、裏配線方式と同様に、地中化によらない無電柱化方式の一つです。



(出典：国土交通省ホームページ)

第4章 無電柱化推進計画

1 推進計画の期間

2019年度から2028年度までの10年間

※今後、関連計画の改訂や無電柱化技術開発の進展があった場合には、必要に応じて、部分的な見直しや更新を行っていきます。

2 無電柱化整備対象路線

中野区無電柱化推進方針において、無電柱化整備対象路線は、原則として、区道としていますが、推進計画では、中野区無電柱化推進方針で優先整備路線に関する選定方針で位置づけた道路に加えて、無電柱化の目的である「まちの防災性の向上」、「安全な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」に基づき、防災・バリアフリー・商業、観光の振興に資する道路を無電柱化整備対象路線とします。

【無電柱化整備対象路線】

中野区無電柱化推進方針（優先整備路線に関する選定方針）	
①	都市計画道路，まちづくり事業に伴う新設道路
②	緊急輸送道路，道路障害物除去路線（啓開道路）
③	駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路
④	不燃化特区区域内の避難経路等（まちづくり計画）
⑤	①から④以外の生活道路

※⑤については、中野区無電柱化推進方針において、不燃化特区区域内の無電柱化の整備状況等を踏まえて、道路改修工事の時期に合わせて整備を推進すると定められており、今後の技術の向上に合わせて、次期の無電柱化計画以降の対象道路として検討します。

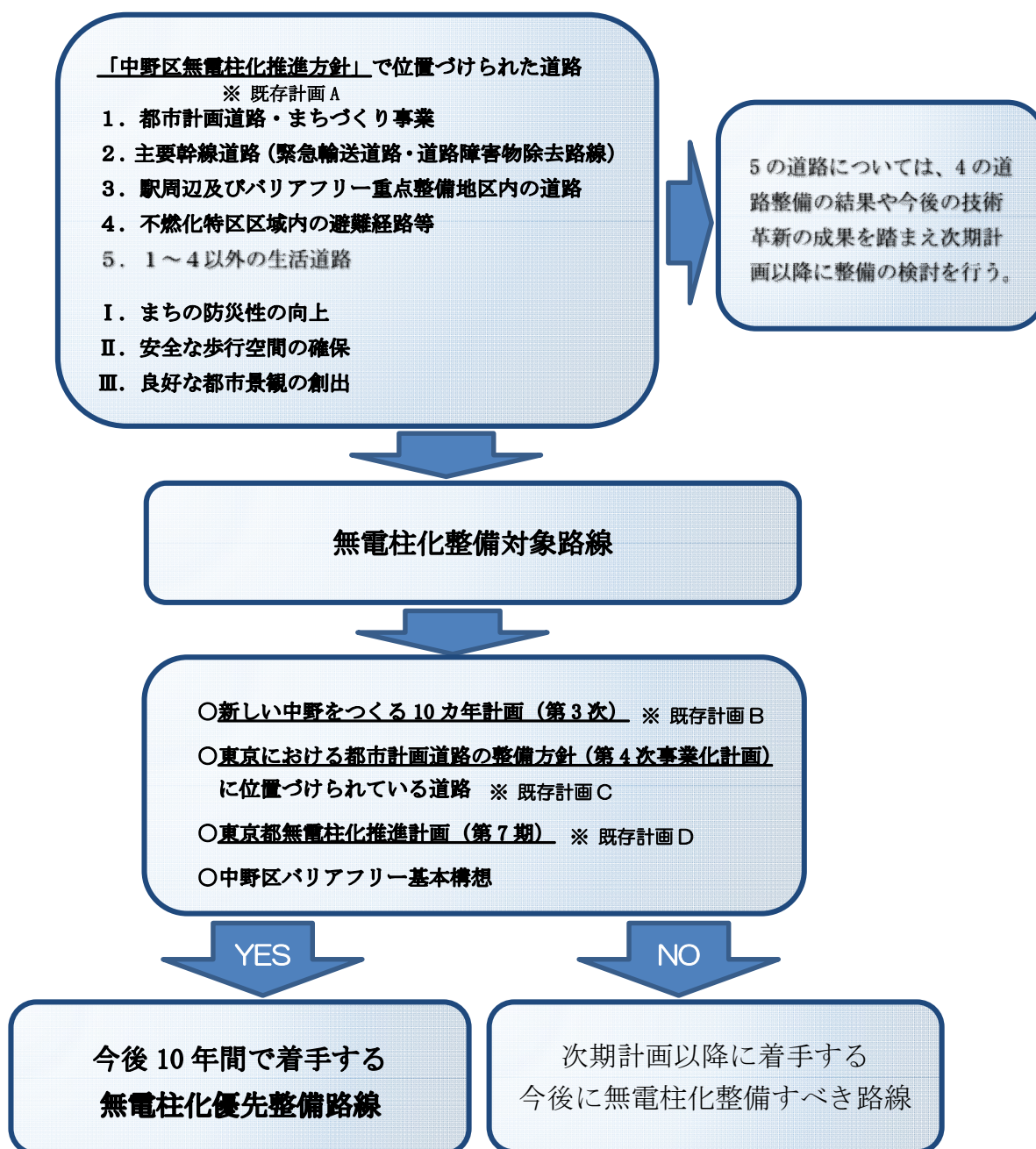
無電柱化の目的		
I	まちの防災性の向上	都市計画道路，緊急輸送道路，不燃化特区区域内の避難経路等
II	安全な歩行空間の確保	駅周辺及びバリアフリー重点整備地区内の道路，商店街等
III	良好な都市景観の創出	中野区認定観光資源に面する路線等

3 無電柱化優先整備路線の指定

無電柱化優先整備路線は、無電柱化整備対象路線のうち現在事業中の路線と、下記の既存計画に該当する路線を選定することとします。

- A 「中野区無電柱化推進方針」において、優先整備路線として定めている路線
- B 「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」で計画している都市計画道路
- C 「東京における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）」において、優先整備路線としている路線
- D 「東京都無電柱化推進計画（第7期）」計上路線において、都や電線管理者と協議済の路線

4 無電柱化優先整備路線の選定フローチャート



5 無電柱化優先整備路線の一覧

区は、推進計画の期間（2019年度～2028年度）に無電柱化を推進していく優先整備路線を、下記のとおり指定します。

【無電柱化優先整備路線】

No	道路番号	道路延長	既存計画	備考
①	41-480	220m	A,D	2028年度までに着手
②	主幹12号(補助227)	1,635m	A,B,C	事業中
③	主幹10号(区画街路第4号線)	562m	A,B,C,D	事業中
④	主幹6号	590m	A,B,D	2028年度までに着手
⑤	主幹4号(補助220) ※中野2-1～松ヶ丘1-34	2,000m	A,B,C,D	事業中（一部）
⑥	主幹4号(補助220) ※本町4-37～本町4-30	400m	A,D	2028年度までに着手
⑦	補助221号	410m	A,B,C,D	2028年度までに着手
⑧	22-120	170m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑨	22-130	40m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑩	22-140	50m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑪	22-490	130m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑫	22-500	40m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑬	22-480	40m	A,B,D	事業中（UR都市機構）
⑭	24-1060	271m	A,B,D	事業中（再開発組合）
⑮	24-30	104m	A,B,D	事業中（再開発組合）
⑯	26-240	410m	A,B,D	2028年度までに着手
⑰	主幹1号	460m	A,D	2028年度までに着手
⑱	14-880	328m	A,B,D	2028年度までに着手
⑲	14-1170	220m	A,B,D	2028年度までに着手
⑳	14-1180	160m	A,B,D	2028年度までに着手
㉑	14-910	150m	A,B,D	2028年度までに着手

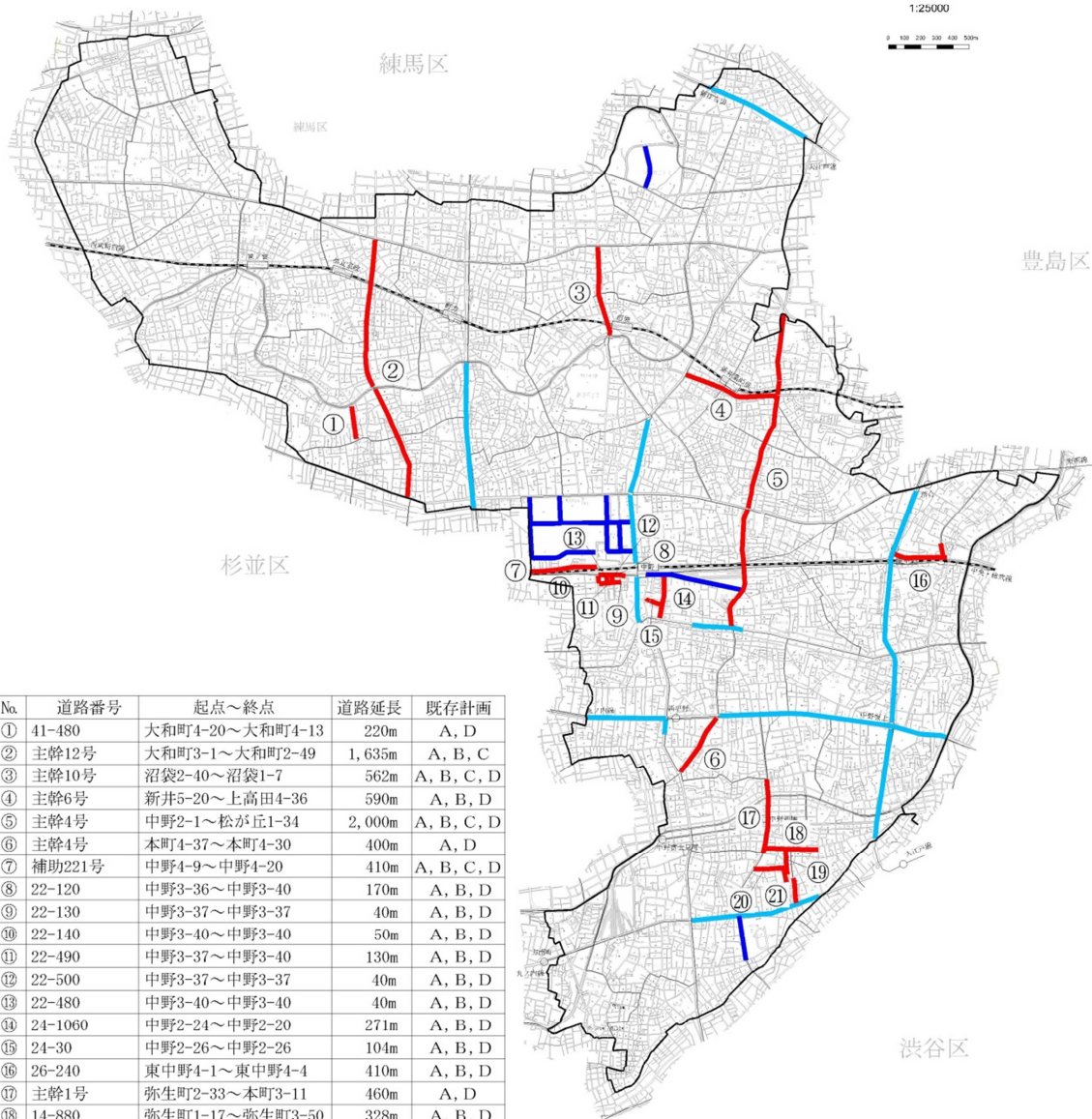
※既存計画

- A 中野区無電柱化推進方針
- B 新しい中野をつくる10か年計画（第3次）
- C 東京都における都市計画道路の整備方針（第4次事業化計画）
- D 東京都無電柱化推進計画（第7期）

【無電柱化優先整備路線図】

無電柱化優先整備路線

※無電柱化優先整備路線：2028年度までに優先的に整備する路線



No.	道路番号	起点～終点	道路延長	既存計画
①	41-480	大和町4-20～大和町4-13	220m	A, D
②	主幹12号	大和町3-1～大和町2-49	1,635m	A, B, C
③	主幹10号	沼袋2-40～沼袋1-7	562m	A, B, C, D
④	主幹6号	新井5-20～上高田4-36	590m	A, B, D
⑤	主幹4号	中野2-1～松が丘1-34	2,000m	A, B, C, D
⑥	主幹4号	本町4-37～本町4-30	400m	A, D
⑦	補助221号	中野4-9～中野4-20	410m	A, B, C, D
⑧	22-120	中野3-36～中野3-40	170m	A, B, D
⑨	22-130	中野3-37～中野3-37	40m	A, B, D
⑩	22-140	中野3-40～中野3-40	50m	A, B, D
⑪	22-490	中野3-37～中野3-40	130m	A, B, D
⑫	22-500	中野3-37～中野3-37	40m	A, B, D
⑬	22-480	中野3-40～中野3-40	40m	A, B, D
⑭	24-1060	中野2-24～中野2-20	271m	A, B, D
⑮	24-30	中野2-26～中野2-26	104m	A, B, D
⑯	26-240	東中野4-1～東中野4-4	410m	A, B, D
⑰	主幹1号	弥生町2-33～本町3-11	460m	A, D
⑱	14-880	弥生町1-17～弥生町3-50	328m	A, B, D
⑲	14-1170	弥生町3-7～弥生町3-4	220m	A, B, D
⑳	14-1180	弥生町3-34～弥生町3-6	160m	A, B, D
㉑	14-910	弥生町3-1～弥生町3-42	150m	A, B, D
	合計		8,390m	

※既存計画

- A 中野区無電柱化推進方針
- B 新しい中野をつくる10か年計画(第3次)
- C 東京都における都市計画道路の整備方針(第4次事業化計画)
- D 東京都無電柱化推進計画(第7期)

凡例

- 無電柱化優先整備路線 8,390m
- 無電柱化済路線(区道) 約2.5km
- 無電柱化済路線(都道) 約8.0km

6 推進計画の目標

推進計画における無電柱化整備の対象とする路線は、無電柱化優先整備路線として、2028年度までに着手した路線とし、整備目標は以下のとおりとします。

【着手の定義】

- ・新設・拡幅を伴う道路は事業認可年度
- ・現道内整備は電線共同溝路線指定年度

【整備目標】

- (1) 区道総延長 約340 k m
- (2) 現状（2018年度）の無電柱化率
 - ① 無電柱化済路線の延長 : 約2.53 k m (2,530m)
 - ② 無電柱化率 : 約0.7%
- (3) 無電柱化優先整備路線の整備完了時の無電柱化率
 - ① 無電柱化優先整備路線の延長 : 約8.39 k m (8,390m)
 - ② 無電柱化率 : 約3.2%

2018年度の無電柱化率	無電柱化優先整備路線の整備完了時の無電柱化率
約0.7%	約3.2%

7 今後は無電柱化整備すべき路線

無電柱化整備対象路線で無電柱化優先整備路線以外の路線は、「今後は無電柱化整備すべき路線」として位置づけます。

当該路線については、推進計画改定時に合わせて、無電柱化優先整備路線への移行を検討します。

(1) 商店街の無電柱化整備

商店街の無電柱化については、当該商店街からの整備要望により、区と協議のうえ、事業化を検討します。

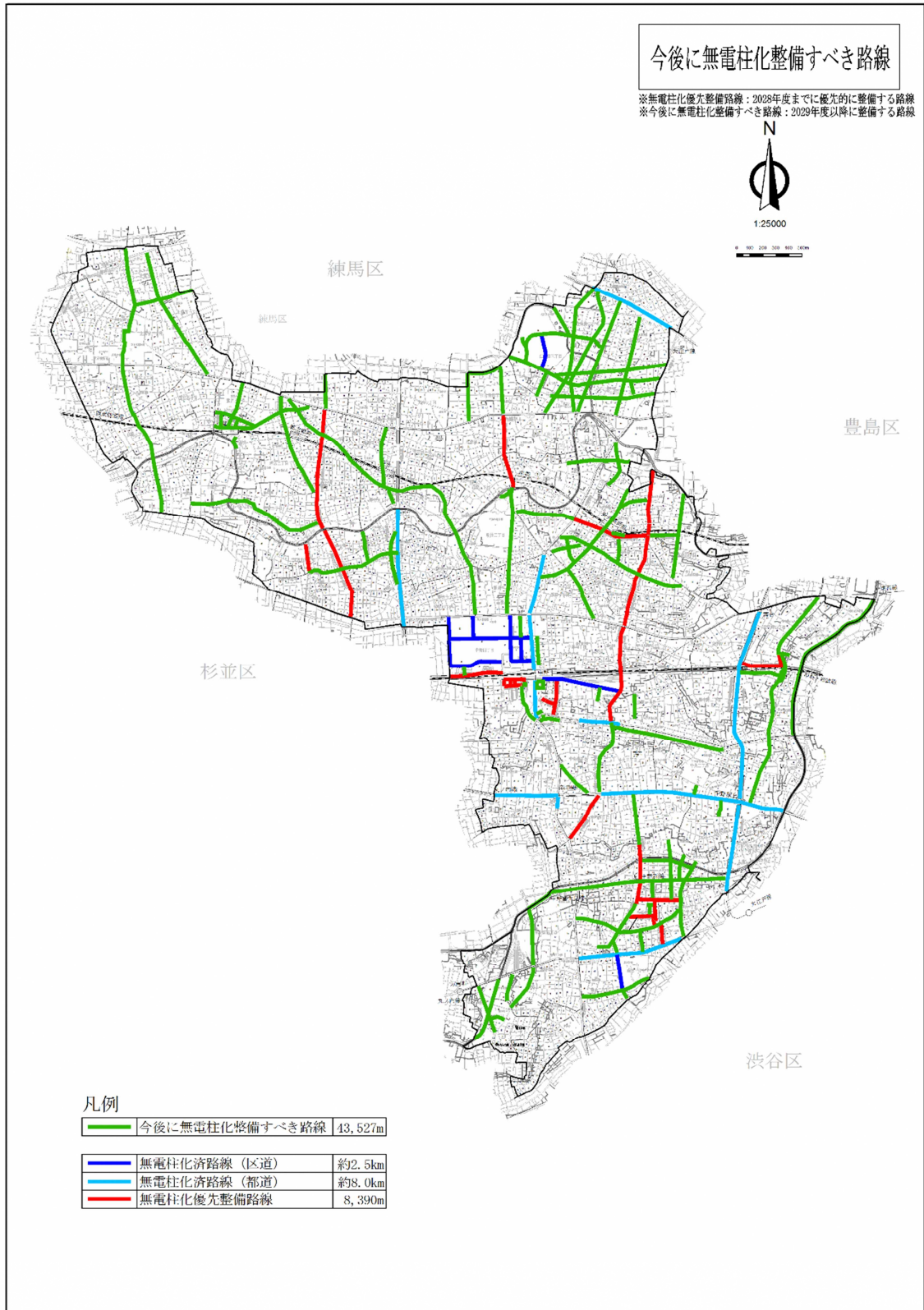
(2) まちづくり事業に伴う無電柱化整備

今後は無電柱化整備すべき路線においては、周辺のまちづくり事業の進捗等により、無電柱化事業を行うことを検討します。

(3) 今後に無電柱化整備すべき路線

区において、2029年度以降に無電柱化を推進していく「今後に無電柱化整備すべき路線」は、下図のとおりに選定します。

【今後に無電柱化整備すべき路線図】

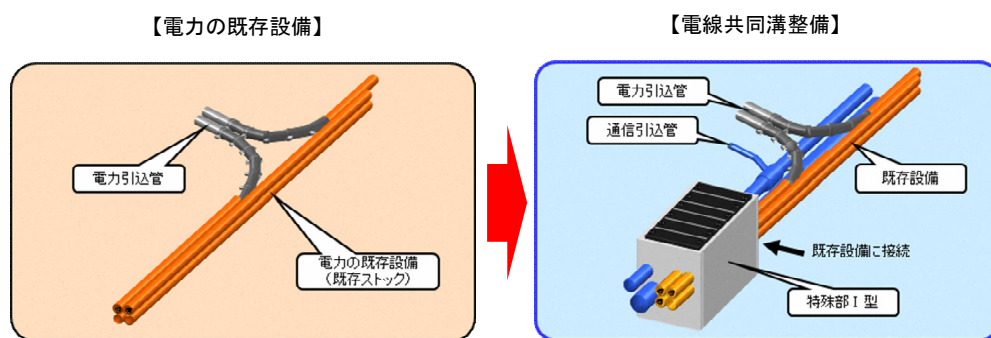


8 無電柱化を推進するための施策

無電柱化を推進するため、区において、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、低コスト手法、既存ストックの活用等の整備手法、財源確保等について検討します。

(1) 既存ストックの有効活用

電線管理者から、電線管理者が所有する既存設備の管路やマンホールなど既存ストックの譲渡を受けて、電線共同溝の一部として積極的に活用することにより、コスト縮減と工期の短縮が期待できます。



※既存ストック活用イメージ：電力設備を活用した事例

(2) その他の整備手法の活用

街路灯などの柱上に電力変圧器を共架する「ソフト地中化方式」、また、地中化方式が不可能な場合には、「裏配線方式」、「軒下配線方式」などの整備手法についても検討します。

(3) 公有地・民地等の活用

無電柱化を実施する場合には、一般的に、地上機器が歩道上に設置されることになり、幅員2.5m以上の歩道が必要になりますが、歩道のない道路が多いため、学校、公園などの公共施設の敷地や、歩道状空地、公開空地等の民地の活用について、検討します。

(4) 補助制度の財源活用

国の「社会資本整備総合交付金」や、都の「区市町村無電柱化事業に対する補助制度」を活用するとともに、都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」などの補助制度を有効的に活用し、無電柱化を推進していきます。

(5) まちづくり事業等に伴う新設道路の無電柱化

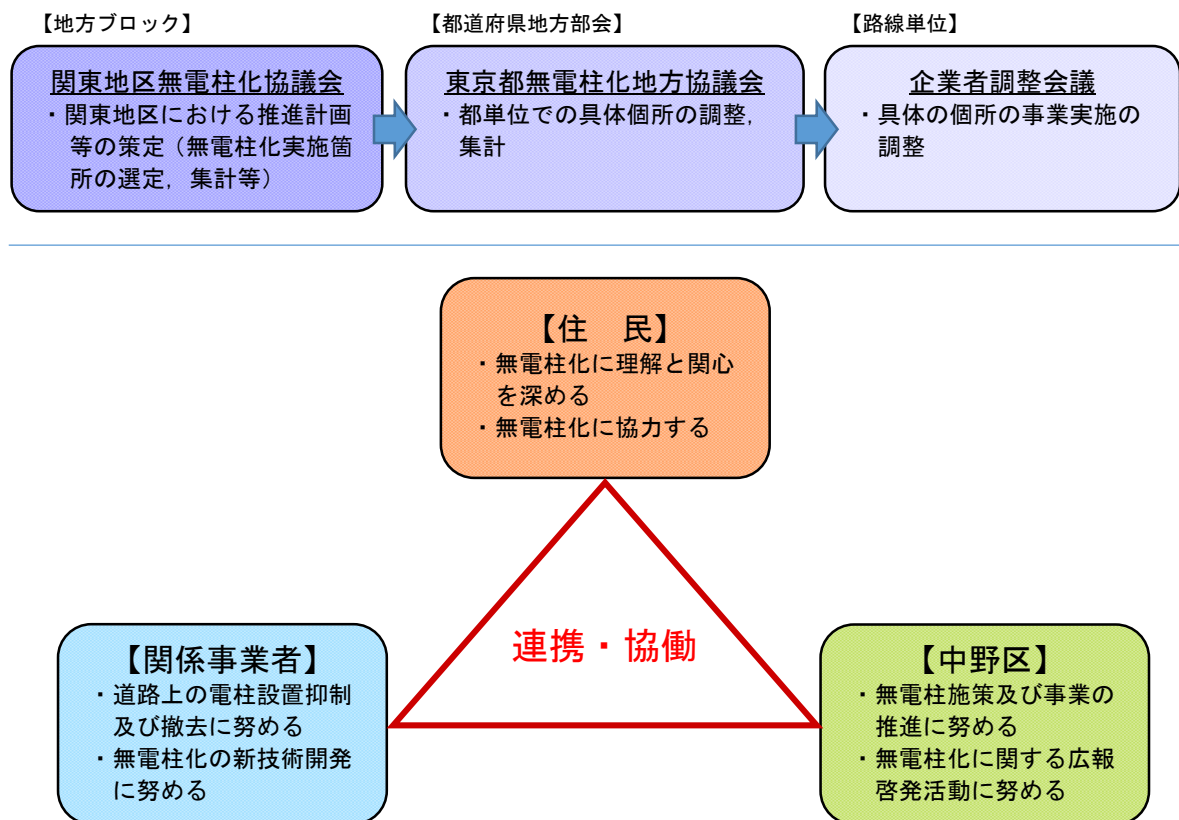
今後、区が新設する区道や開発事業地区内などまちづくり事業等に伴い新設する区道については、原則として、無電柱化を実施します。

第5章 無電柱化推進のために必要な事項

1 関係者間の連携強化

(1) 推進体制の連携強化

無電柱化を積極的に推進していくためには、道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者からなる「関東地区無電柱化協議会」や「東京都無電柱化地方協議会」を活用し、無電柱化対象区間、整備手法等の無電柱化推進に係る調整を行うとともに、区内部の強化連携を図っていきます。



(2) 他事業との連携

大幅なコスト縮減と工期の短縮が図れることから、都市計画事業やまちづくり事業、道路事業など他事業との連携を図り、関連計画に無電柱化を位置づけ、総合的、計画的に実施するように努めます。

(3) 開発事業者との連携

都市開発諸制度を活用した開発事業により整備される新設道路や拡幅される既存道路においては、無電柱化が同時に実施されるように調整していくとともに、開発事業区域外の延長道路や周辺道路においても、無電柱化を推進していきます。

2 今後検討の必要な事項

(1) 国及び都への要望

無電柱化事業の効率化を図るために、電線共同溝法に定められた煩雑な事務手続きについて、国及び都に対して、簡素化を要望するなどにより、効率的な事務処理等を検討します。

また、国及び都に対して、補助率の引き上げや対象の拡大など、補助制度の拡充を要望していくとともに、国及び都が開催する講習会や研修会などに積極的に参加するほか、技術開発等の推進及びその成果の普及についても要望します。

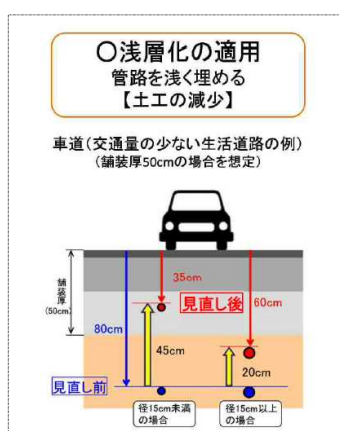
(2) 推進計画の見直し

推進計画を着実に推進していくためには、無電柱化の進捗状況を適切に管理、把握するとともに、他事業や新たな手法の実用化の動向を踏まえて、推進計画の見直しを適宜図っていきます。

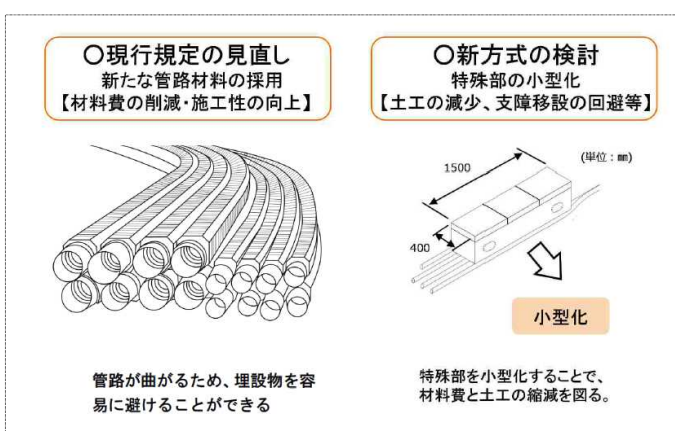
(3) 無電柱化技術開発情報の共有

管路を浅く埋めることによる土工の減少、新たな管路材料の採用による材料費の削減・施工性の向上、特殊部の小型化による支障移設の回避など、設備のコンパクト化、コスト削減、工期短縮等につながる整備手法について、国及び都において、電線管理者等と連携して技術検討会が進められており、これらの情報を積極的に収集するとともに、区庁内においても情報を共有し、実用化された際には、迅速に対応し、確立した低コスト手法の普及を図ります。

【コスト削減に向けた検討】



(出典：国土交通省ホームページ)



(出典：東京都ホームページ)

中野区無電柱化推進計画（概要版）

令和元年 11 月 印刷物登録番号：31 中都道第 2651 号

■編集・発行

中野区都市基盤部道路課

〒164-8501

東京都中野区中野 4 丁目 8 番 1 号

TEL：(03) 3228-8844

FAX：(03) 3228-5674

E-Mail：doro@city.tokyo-nakano.lg.jp
